限定承認公告

本籍東京都目黒区上目黒二丁目一九六〇番地、最後の住所東京都中央区月島四丁目二一番六―二一二号　被相続人　亡　笹　良雄

右被相続人は平成二十六年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

東京都中央区八重洲一丁目四番一八号八重洲ヒロセビル二階

相続財産管理人太田忍

代理人司法書士　安井　正登

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市磯子区杉田八丁目二〇三三番地一七七、最後の住所神奈川県横浜市磯子区杉田八―三五―四　被相続人　亡　山本　雅志

右被相続人は平成二十六年三月二十五日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十四日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

神奈川県横浜市磯子区杉田八―三五―四

相続財産管理人　山本　晴美

限定承認公告

本籍石川県白山市和気寺町ほ四六番地、最後の住所静岡県三島市長伏八五番地の四コーポラス杉山フィーア一〇五　被相続人　亡　中西　嘉之

右被相続人は平成二十六年三月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十四日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

富山県高岡市立野美鳥町三丁目四七番地

相続財産管理人　中西　律子

限定承認公告

本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字斉藤字山神一九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大藪　郁夫

右被相続人は平成二十六年四月一日死亡し、その相続人は平成二十六年六月十六日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

愛知県丹羽郡扶桑町大字斉藤字山神一九番地

限定承認者　大藪　竜次

限定承認公告

本籍滋賀県大津市北比良六四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山本　次男

右被相続人は平成二十四年四月六日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十五日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

滋賀県大津市北比良六四八―二

相続財産管理人　南　裕美子

限定承認公告

本籍京都市東山区六波羅南通東入二丁目小島町一四四番地、最後の住所京都市東山区本町十四丁目二五五番地六　被相続人　亡　中村　皿郎

右被相続人は平成二十五年十二月十日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

京都市東山区本町十三丁目二四八

相続財産管理人　中村恵理子

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市中央区中山手通三丁目二九番地五、最後の住所兵庫県神戸市中央区磯上通三丁目二番二―五〇四号　被相続人　亡　古本富美子

右被相続人は平成二十五年十月十二日頃死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十六日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

広島県廿日市市阿品二丁目九番六号

限定承認者　伊野　勇江

限定承認公告

本籍山口県山口市駅通り一丁目一〇四番地の一、最後の住所山口県山口市駅通り一丁目七番一一号　被相続人　亡　河村　宏

右被相続人は平成二十六年一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十四日山口家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

山口市駅通り二丁目三番一八号法曹ビル四階

限定承認者河村幸子

代理人　弁護士　末永　久大

信用事業の全部譲渡にかかる公告

当会は、平成二十六年六月二十七日開催の第六十六回通常総会において、主務大臣の認可を条件として、平成二十六年十月十四日をもって農林中央金庫（東京都千代田区有楽町一丁目一三番一号）に信用事業の全部譲渡を実施することを決議いたしました。

つきましては、この信用事業の全部譲渡に対し異議のある債権者は、平成二十六年八月五日までにその旨お申し出下さいますよう、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七条で準用する同法第十二条の規定により公告いたします。

なお、当会の貸借対照表については、当会本所に備え置いてあります。

平成二十六年七月四日

群馬県前橋市亀里町一三一〇番地

群馬県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長　森村　孝利

訂正公告

平成二十五年六月十九日（号外第一二九号）掲載の一般財団法人岡山県教育会に係る決算公告（枠組）中、「平成25年度決算公告」とあるは「平成24年度決算公告」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年七月四日

岡山市中区西川原二五五番地

一般財団法人岡山県教育会

代表理事　黒瀬　定生

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年五月二十九日（号外第百十七号）目次欄中（原稿誤り）				
二	三		五　選考	選考の方法
（印刷誤り）				
一	二	終りから四～三	「（人事院規則二一―〇）」を削除する。	
〃	〃	〃	二　人事院規則	人事院規則
〃	三	〃	一八人事院公示第十九号（国家公務員法（	国家公務員法（
〃	〃	〃	六	
〃	〃	一	〉を改正し	改正に関し
平成二十五年五月一日（号外第九十二号）公布国土交通省令第三十一号（船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令）（原稿誤り）				
	五上	第二号様式（第一頁）中「おいて」は「おける」の誤り。		
平成二十六年三月二十五日掲載の神戸家庭裁判所に係る平成二十五年（家）第二三〇〇号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）				
一二二		終りから六	本籍大阪市豊島区	本籍大阪市部島区
平成二十六年六月十九日掲載の山形家庭裁判所米沢支部に係る平成二十六年（家）第二〇〇八号相続権主張の催告中（原稿誤り）				
一三三		終りから七	被相続人　亡　神田繁人	被相続人　亡　神田繁人
			三井ミツエ	三井ミツエ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月四日付第一五一号九六ページ●同日付政府調達第一二四号四八ページ
◉官報郵送料のお知らせ　六月分（月極一部当り）の郵送料二、三二六円

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五一〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）